

2011年8月10日

各位

日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社

年金確保支援法の確定拠出年金関連の主な改正内容について

2011年8月10日に公布された、年金確保支援法（正式名：国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律）に含まれている、確定拠出年金関連の主な改正内容は下記の通りです。

記

	項目	概要	施行日
1	従業員拠出（マッチング拠出）の創設	企業型確定拠出年金において、現行の事業主様掛金と合わせて、加入者様ご本人による掛金拠出を可能とすることにより、老後所得の確保に向けた従業員様の自主努力を支援するものです。	2012年1月1日
2	加入者資格年齢の引き上げ	企業型確定拠出年金において、現行60歳までとなっている加入者資格年齢について、最長65歳まで引き上げることに伴い、事業主様の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とするものです。	
3	中途脱退要件の緩和	企業型年金の加入者資格を喪失した際に、特例的に認められている脱退一時金の受給要件について、現行（*1）に加えて次の要件が追加となります。 『企業型年金の加入者資格を喪失し、個人型年金への加入者資格を有している者が2年以上継続して個人型年金の運用指図者である等、一定の要件（*2）を満たす場合』	公布日（2011年8月10日）から2年6ヶ月以内に政令で定める日

4	事業主様における継続投資教育の実施義務明確化	事業主様による従業員様に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員様の自主努力を支援するものです。	公布日 (2011年8月10日)
---	------------------------	---	------------------

- (*1) 現行の中途脱退要件については、当社ホームページ「給付金をお受け取りになる方へ」の「IV. 脱退一時金」をご参照ください。(<http://www.jis-t.co.jp/support/recipient.html>)
- (*2) 一定の要件については、今後公布される政令にて定められます。

以 上